

発議案第4号

農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和8年6月17日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 滝山 克己

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書（案）

わが国の農業は物価・資材価格の上昇で岐路に立たされている。農業従事者の平均年齢は、2024年時点で69.2歳と引き上がっており、団塊世代のリタイアに伴い急速な高齢化、後継者不足が進んでいる。また異常気象対策などに直面しており、このままでは食を支える基盤が揺らぎ、耕作放棄地の増加、農村集落の崩壊に歯止めが効かない状況となっている。

一方、消費者においても、物価上昇などによる暮らしの環境は厳しくなっており、食料品の急激な高騰は消費抑制と需要減退につながりかねなく、適正価格を維持できるよう所得補償制度を構築し、生産者と消費者双方の暮らしの両立を図ることが重要である。

については、生産コストと販売価格の差額を補填することを基本とし、意欲ある全ての農業者が再生産可能となる、所得補償制度を速やかに法制化することが必要である。

制度設計においては、小規模・家族経営から大規模経営まで多様な担い手が反映される仕組みを構築し、食料安全保障を確立することが重要であり、下記の事項を実現するよう強く求める。

記

実効性のある所得補償制度の速やかな法制化

農家・生産者が安定的に農業生産でき、かつ消費者へ安定的に供給できるよう、実効性のある主要農畜産物にかかる所得補償制度を新設することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】 内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長